



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令(総務七八)
○郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十九条第一項第三号の総務省令で定める小包郵便物に相当するもの等を定める省令(同七九)

〔告 示〕

○日本郵便株式会社法施行規則第一条第一項及び第二条第一項の規定に基づき、国民生活に定着している役割として総務大臣が定めるものを定める件(総務二九二)
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務二五二)
○農薬を登録した件
 (農林水産一八六八、一八六九)
○農薬を再登録した件(同一八七〇)
○肥料の登録の有効期間を更新した件(同一八七一)
○肥料の名称又は生産業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件(同一八七二)

一 六 七 二 九 四

〔公 告〕

官庁
入札関係
諸事項
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構平成二十三事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、平成二十三年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定関係
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

三 五 五 六 六 四

省 令

○総務省令第七十八号
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行に伴い、並びに係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十四年七月三十日
総務大臣 川端 達夫

日本郵政株式会社法施行規則等の一部を改正する省令

(日本郵政株式会社法施行規則の一部改正)

第一条 日本郵政株式会社法施行規則(平成十八年総務省令第三号)の一部を次のように改正する。
第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

第八条第一項中「認可を受けようとするときは」の下に「法第五条第一項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした」を加え、同条を第七条とする。
第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(財務諸表)
第十一条 法第十二条に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第二号及び第五号から第八号までに掲げる書類については、会社が作成した場合に限る。

一 株主資本等変動計算書

二 キャッシュ・フロー計算書

三 附属明細表

四 連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。)

五 四半期連結財務諸表(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)

六 中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。)

七 四半期財務諸表(四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。)

八 中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)

2 会社は、法第十二条の規定による提出をしよとするとときは、毎事業年度終了後(前項第五号に掲げる書類にあつては四半期連結会計期間終了後、同項第六号に掲げる書類にあつては中間連結会計期間終了後、同項第七号に掲げる書類にあつては四半期会計期間終了後、同項第八号に掲げる書類にあつては中間会計期間終了後)三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

3 法第十二条に規定する貸借対照表及び損益計算書並びに第一項第一号から第三号までに掲げる書類(第二号に掲げる書類については、作成した場合に限る。)は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の規定により、同項第四号に掲げる書類は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)の規定により、それぞれ作成しなければならない。

4 法第十二条に規定する事業報告書は、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第十五条第一号イに規定する様式(経理の状況に係る部分(主な資産及び負債の内容に係る部分を除く。)を除く。)に準じて作成しなければならない。

第十二条及び第十三条を次のように改める。
(立入検査の証明書)
第十二条 法第十四条第二項の立入検査をする職員は、別記様式によるものとする。